

計画案の概要

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき都道府県が定める「自立促進計画」
- ひとり親家庭の現状を踏まえつつ、ひとり親が安定した就労や生活の下で子供を健全に育むことができるよう、都が行うべき施策の方向性と区市町村等に対する支援策について定める計画

【計画期間】 令和7年度から令和11年度までの5年間

改定のポイント

① 民法改正を踏まえた対応

離婚後の子の養育に関する民法改正を踏まえた専門相談の充実や、支援者の資質向上などの取組を推進

② ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援体制の充実

ひとり親家庭が子育てと仕事を両立できるよう、保育サービスなど子育て支援体制を充実

③ 当事者団体・ひとり親家庭の子供へのヒアリングの実施

当事者団体から意見を聞くとともに、ひとり親家庭の子供に対し懇談形式でのヒアリングを実施

施策分野と主な取組

【5つの視点】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 支援が必要なひとり親家庭とつながり、地域全体で切れ目なく支援 | 4 子供の貧困の解消に向けた対策の推進 |
| 2 各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援 | 5 母子生活支援施設の活用促進 |
| 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援 | |

施策分野

1 相談体制の整備

- ① 広報・普及啓発と相談窓口
- ② ニーズに応じた相談支援

2 就業支援

3 子育て支援・生活の場の整備

- ① 子育て支援体制
- ② 子供の居場所づくりや学習支援の推進
- ③ 住居の確保
- ④ 課題（ニーズ）を有する母子への支援

4 経済的支援

施策分野ごとの主な取組

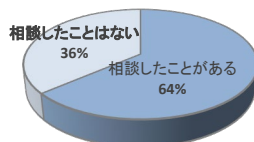
- 地域の拠点における要支援家庭の把握と関係機関が連携した支援体制の整備
- 多様な相談体制の確保
- 民法改正後の制度に対応するための支援者の資質向上
- 養育費確保・親子交流への支援
- 一人ひとり希望や適性に応じた就業支援
- 女性の就業支援の推進
- 在宅就業の機会の確保
- 地域の就業支援の充実・強化
- 就労に困難を抱えた方に対する就業支援機関等との連携
- 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- 保育サービス等の充実
- 日常生活への支援
- 子供の安全・安心な居場所の確保
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
- 将来の自立に向けた子供の進学支援
- 都営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設における専門人材の確保・育成・定着
- 施設の多機能化の推進
- 経済的課題を抱えたひとり親家庭への支援
- 将来の自立に向けた子供の進学支援
- 食に関する支援
- 養育費確保への支援

1 相談体制の整備

【現状・課題】

- ひとり親家庭を対象とした公的支援は様々あるが、**十分な周知がされていない可能性**
- **支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていないのではないかとの指摘**もあり、関係機関が連携して支援が必要な家庭を把握し、支援につなげることが必要

< 行政の相談窓口の利用状況 >
n=652



東京都福祉局
「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」(令和5年度)

- 令和6年5月、離婚後の子の養育に関する民法改正が行われ、新たな制度に対応するために**相談体制の整備や支援者の資質向上が必要**

【今後の取組】

支援を必要とするひとり親家庭が、確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や相談体制の整備、関係機関の連携強化を実施

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、SNS相談やオンライン面談等を実施【**継続**】
- 子供の学習支援などの拠点を活用し、**要支援家庭の把握に取り組む区市町村を支援**【**拡充**】



相談支援の質の更なる向上を図るとともに、ひとり親家庭の様々なニーズに応じた相談支援を実施

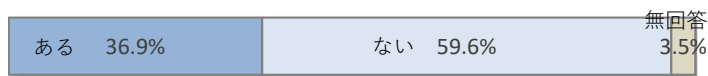
- 民法改正後の養育費等の制度について、区市町村職員等への**研修や専門的助言の実施**【**拡充**】
- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて実施している**養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充**【**拡充**】
- **養育費相談を行う区市への支援**【**拡充**】 ※町村は都が実施

2 就業支援

【現状・課題】

- ひとり親世帯の就業率は9割を超えているが、雇用形態を見ると、**母子世帯では非正規雇用が約4割**であり、働いている母子世帯の**3割超が転職を希望**

< 働く母子世帯の転職の希望 > n=374



東京都福祉保健局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

【今後の取組】

様々な課題や不安を抱えたひとり親に対し、それぞれの状況を踏まえた支援を行い、ひとり親の自立を促進

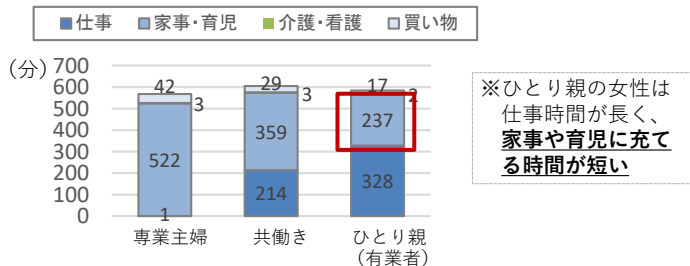
- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を実施【**継続**】
- 就職や転職を希望するひとり親に対し、希望や適性に応じたスキルアップ訓練やマッチング支援、就業コーディネーター等による**伴走型の支援**を実施【**継続**】
- 地域における就業支援の充実のため、福祉事務所へ就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的な就業支援を行う取組について、全区市に実施を働きかけ【**継続**】

3 子育て支援・生活の場の整備

【現状・課題】

- ひとり親家庭が、子育てと仕事を両立させて安定した生活を送るためには、**保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が必要**

< 週平均の生活時間（女性） > ※ 6歳未満の子供有り



出典：内閣府男女共同参画局「令和5年版 男女共同参画白書」

- 保護者の経済状況が子供の成績や進学希望に影響を与えるとの指摘もあり、**ひとり親家庭の子供の学習機会の確保が必要**

【今後の取組】

ひとり親家庭がニーズに合ったサービスを利用し、安心して子育てできるように、地域の实情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援

- ひとり親家庭の育児負担を緩和するため、**ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）の利用上限時間を拡充【拡充】**

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の**広報や支援者の質の向上**

子供の安全・安心な居場所や学習機会の確保に取り組む区市町村を支援

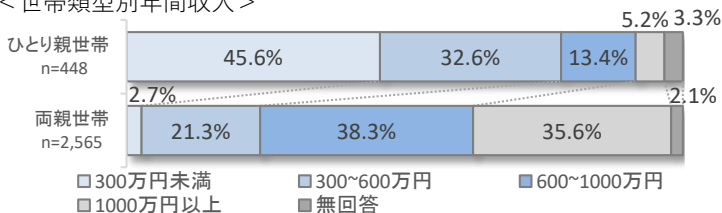
- ひとり親家庭等に対し、**地域の实情に応じた学習支援**や、大学等の受験料等を支援する区市町村の取組を支援【拡充】

4 経済的支援

【現状・課題】

- ひとり親世帯の年間収入は両親世帯とは**大きな開き**があり、300万円未満の世帯が約5割

< 世帯類型別年間収入 >



東京都福祉保健局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査」

- 養育費を受けている世帯の割合は約3割程度、離婚前から養育費の取り決めの重要性を周知し、**専門的な相談につなげていくことが必要**

【今後の取組】

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、経済面からの支援を実施

- 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当の支給、母子・父子福祉資金の貸付【継続】

- 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している**養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充【拡充】**（再掲）

- 養育費立替保証、公正証書の作成、養育費に関する専門相談など、**養育費の履行確保に資する区市の取組を支援【拡充】** ※町村は都が実施